

富山県〇〇〇〇（施設名）のネーミングライツに関する契約書

富山県（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、〇〇〇〇（施設名）（以下「施設」という。）の新たな愛称を付ける権利（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、〇〇〇〇（施設名）を対象としたネーミングライツに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（ネーミングライツの内容）

第2条 甲及び乙は、次のとおり、施設に愛称を付与することに合意する。

2 施設の愛称は「〇〇」とする。

3 甲及び乙は、第5条に規定する期間内は前項の愛称を変更しないものとする。ただし、やむを得ない理由により施設名称を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上その可否を決定するものとする。

4 本愛称に略称が必要な場合は、「〇〇」とする。ただし、その他の略称が必要となった場合には、甲乙協議により別途定めるものとする。

（愛称の使用）

第3条 甲は、施設において自らが実施する行事、イベント等の開催に当たっては前項の愛称を使用するほか、愛称の定着に努力するものとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、契約締結の日から令和〇年〇月〇日までとする。

（愛称の使用期間）

第5条 愛称の使用期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの3年間（又は5年間など）とする。

2 前項の規定にかかわらず、使用期間終了の日までに、この契約が解除された場合は、愛称の使用期間は、終了するものとする。

（愛称使用の一時制限）

第6条 甲は、愛称の使用について、イベント主催者の要請等により一時制限する場合は、乙に説明の上、実施することができるものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(名称表示サインの変更)

第8条 甲は、〇〇〇施設(施設名)内の名称表示サインを、第2条に規定する愛称に変更することに同意する。

- 2 新設の名称表示サインについては、甲乙協議の上、設置することができる。
- 3 愛称の付与(新設、撤去も含む。)に係る費用は、乙の負担とする。
- 4 〇〇〇施設(施設名)内の名称変更に係る工事は、甲乙協議のうえ、乙が実施するものとする。
- 5 乙は、前項の工事の実施に当たっては、その時期、方法その他甲が必要と認める事項について、あらかじめ甲と協議し、その承認を得なければならない。
- 6 乙は、契約期間が満了したとき又はこの契約が解除されたときは、甲の指定する日までに施設を原状に回復するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(ネーミングライツに伴うその他の変更)

第9条 前条に規定するもののほか、ネーミングライツに伴い変更等を行うものの範囲及びこれに要する費用の負担については、甲乙協議のうえ、別に定める。

(対価の支払)

第10条 乙は、ネーミングライツに係る対価として、第4条に規定する契約期間中、次のとおり支払うものとする。

- (1) 令和〇年度 金〇〇円(消費税及び地方消費税含む。)
- (2) 令和〇年度 金〇〇円(消費税及び地方消費税含む。)
- (3) 令和〇年度 金〇〇円(消費税及び地方消費税含む。)
- (4) 令和〇年度 金〇〇円(消費税及び地方消費税含む。)

- 2 乙は甲の発行する納入通知書により、前項第1号に定める金額は令和〇年〇月〇日までに、前項第2号から第4号に定める金額は、各年度の5月31日までに納入しなければならない。
- 3 前項に規定する対価は、第8条の規定により乙が支払うべき金額を含まないものとする。
- 4 乙は前項に定める納入期限までに同項に規定する額を甲に納入しないときは、指定期日の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、14.6パーセントの割合で計算した延滞金を甲の発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納入しなければならない。
- 5 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合の取り扱いについては、甲乙協議のうえ、別に定める。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、甲は、乙から事前に事情を聴かななければならない。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙の社会的信用が著しく失墜する等、契約を継続しがたいと甲が判断したとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反したとき
 - イ 県の氏名停止措置等を受けたとき

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業に該当する事業等及びこれに類似する事業等を営むとき

エ 消費者金融に係る事業等を営むとき

オ 法理に定めのない医療類似行為に係る事業等を営むとき

カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続き開始の申立てがなされたとき

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員であると認められたとき

ク 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるとき

ケ 国税又は地方税を滞納したとき

コ 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体及びこれに類する団体と認められるとき

サ 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体及びこれに類する団体と認められるとき

シ その他、県のネーミングライツ・スポンサーとして適当でないと認められるとき

2 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、甲から事前に事情を聴かなければならない。

(1) 甲がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由によりこの契約を履行することができないと認められるとき。

3 乙は、第 1 項の規定により契約が解除された場合において、既納の第 10 条第 1 項の対価は還付しない。また、当該契約解除の日が属する甲の会計年度における対価の未払額があるときは、当該契約解除の日から 30 日以内に、当該未払額を甲に支払わなければならない。ただし、甲が特別な理由があると認めたときはこの限りでない。

(損害の賠償)

第 12 条 前条第 1 項の規定により契約を解除した場合において、甲又は第三者に損害があるときは、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りではない。

2 前条第 2 項の規定により契約を解除した場合において、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 甲及び乙は、その責めに帰すべき理由により本愛称の命名及び使用に関し、相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約の変更)

第 13 条 甲又は乙は、災害その他やむを得ない事由により、この契約の履行に支障があると判断した場合は、相手方と協議して契約の内容を変更することができる。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、互いにネーミングライツに関して知り得た相手方の経営上又は業務上の秘密を相手方若しくは相手方の代理人以外の第三者に漏らし、又はこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令の規定に基づき開示する場合はこの限りではない。

(その他)

第15条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議して、別に定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保持するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 富山市新総曲輪1番7号

富山県知事 新 田 八 朗

乙